

所有者コード

0 5 5 8 5

自動車税
事務所使用欄

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

還付請求権譲渡通知書

埼玉県自動車税事務所長 様

譲受人 郵便番号

				-					
--	--	--	--	---	--	--	--	--	--

住所

氏名

電話番号

()

私(譲渡人)は下記の過誤納還付金(還付加算金を含む)に係る還付請求権を
上記譲受人に平成 年 月 日に譲渡したので通知します。
記

自動車登録番号	税目	年度	還付の発生原因及び発生年月日
春日部 熊谷 大宮 所沢	自動車税	平成	1 抹消 2 県外転出 3 二重納付 4 減免 5 その他()
かな	自動車取得税	年度	平成 年 月 日

譲渡人 住所
(納税義務者)

氏名

電話番号

()

実印

自税使用欄

住所

氏名

商

注意事項 (必ずお読みください)

- この通知書を提出すると、上記の過誤納金等は譲受人に還付します。
なお、還付金の通知書の発送は還付原因発生後40~80日後です。
- この通知書は譲渡人が内容を確認の上、必要事項を記入してください。
- 還付を受ける自動車登録番号は、登録地を○で囲み、かなの前の数字は左詰めで、かなの後の数字は右詰めで記入してください。
- 還付を受ける税目(自動車税・自動車取得税)を○で囲んでください。
両税目の還付を受ける場合は税目ごとに1通ずつ作成してください。
- 還付を受ける税金の年度を記入してください。複数の年度の税金の還付を受ける場合には、年度ごとに1通ずつ作成してください。
- 還付の発生原因を○で囲み、発生年月日を記入してください。
発生年月日は、抹消・県外転出の場合は登録日、二重納付の場合は2回目の納付日です。
- 譲渡人は、個人・法人とも登録印(実印)を押印の上、印鑑証明書(発行後3か月以内のもの)を添付してください。
- 譲渡人の氏名・住所に変更がある場合は、戸籍謄(抄)本・商業登記簿謄本・住民票(発行後3か月以内のもの)等変更の事実が確認できる書類を添付してください。
- この通知書を登録後1か月以内に提出する場合には、税申告書又は車検証の写しを添付していただくか、登録日をご教示ください。
- 記載事項に不備のあるもの、印影の不鮮明なものは受付できません。
- 記載内容に不明な点がある場合には、自動車税事務所から譲渡人に照会・確認をさせていただきます。

受付(支所)印

受付(本所)印

提出期限

還付の発生原因が抹消・県外転出の場合は、原因発生月の翌月5日(休日等の場合は翌開庁日)までに必着するよう提出してください。二重納付については、2回目の納付から7日以内(7日目が休日等の場合は翌開庁日)に必着するよう提出してください。

期限を過ぎると納税義務者に還付されます。

減免・課税保留・更正の場合は、申請書等に添付して提出してください。

提出先

埼玉県自動車税事務所	〒331-8580	さいたま市西区中釘2152	TEL 048(623)0225
熊谷支所	〒360-0844	熊谷市御稜威ヶ原701-5	TEL 048(532)8011
所沢支所	〒359-0026	所沢市牛沼690-1	TEL 042(998)1321
春日部支所	〒344-0042	春日部市増戸752-5	TEL 048(763)4111